

## 「メルセデス・ベンツ プロテクト」ボディプロテクトサービス約款

メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社(以下「MBF」といいます。)は、メルセデス・ベンツ正規販売店(以下「販売店」といいます。)を取扱代理店とし、かつメルセデス・ベンツ(スマートを含みます。以下同じ。)を被保険自動車とした株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社のいずれかの自動車保険にご加入のお客様に対して、本約款にもとづき販売店が実施する修理サービス「ボディプロテクト」(以下「サービス」といいます。)を提供します。(本約款に記載の金額は全て税込みとします。)

### 第1条 (サービスの対象自動車)

1. サービスの対象となる自動車(以下「対象自動車」といいます。)は、日本国内で使用されるメルセデス・ベンツに限り、かつ次の各号のいずれかの用途車種とします。
  - a. 自家用普通乗用車。
  - b. 自家用小型乗用車。
  - c. 自家用軽四輪乗用車。
  - d. 自家用小型貨物車。
  - e. 自家用軽四輪貨物車。
  - f. 自家用普通貨物車(最大積載量2トン以下)。
  - g. 特種用途自動車(キャンピング車)。
2. 前項に掲げる対象自動車は、販売店を取扱代理店とし、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社のいずれかの自動車保険の対象となる被保険自動車に限ります。

### 第2条 (サービスの対象者)

サービスの対象者は、販売店を取扱代理店とし、かつメルセデス・ベンツを被保険自動車とした株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社のいずれかで、2011年5月1日以降保険始期の自動車保険(以下「自動車保険」といいます。)にご加入のお客様(以下「お客様」といいます。)をいいます。

### 第3条 (サービスの対象損害・内容)

販売店は第6条(サービスの対象期間)において、対象自動車のボディが他物との接触等による急激かつ偶然な事故によって被った損害(以下「損害」といいます。)に関し、当該損傷したボディの修理サービス(部品の交換を含みます。以下同様とします。)を提供します。

本約款において「ボディ」とは、以下の部分のことをいいます。

- a. 外装ボディパネル(ドア・フェンダー・ボンネット・ルーフ・トランク)
- b. 前後バンパー・モール
- c. ドアミラー
- d. フロントグリル・マスコット(エンブレム)
- e. ヘッドランプ・フォグランプ・テールランプ・ウインカー

※(対象外部位) タイヤ・ホイール・ガラス・ワイパー・アンダーボディ・ステップ等、上記a. からe. までに記載の部分以外は補償の対象外です。

### 第4条 (サービスを提供する販売店)

前条(サービスの対象損害・内容)に定めるサービスは自動車保険を加入した販売店でのみ提供します。またサービスの提供においてはMBF所定の「加入証」の提示が必要となります。

### 第5条 (サービスの限度額・お客様負担額)

1. 第3条(サービスの対象損害・内容)に定めるサービスは、補償限度額3万円からお客様負担額3千円を控除した2万7千円(以下「サービス限度額」といいます。)を上限に実施します。
2. サービスを受ける場合、損害額に関係なくお客様に一律3千円をご負担いただきます。
3. 修理サービスの費用が、2万7千円を超える場合には、超過部分の費用についてはお客様のご負担となります。

## 第6条（サービスの対象期間）

サービスの対象期間は、お客様が販売店にて加入した自動車保険の保険期間と同一とします。

## 第7条（サービス利用回数）

サービスの利用回数は、自動車保険の保険期間が1年以下の場合は対象期間中1回の事故に限るものとします。尚、利用金額に関わらずサービスを1回利用した場合にはサービスは失効します。また自動車保険が、保険期間2年以上の長期契約の場合、保険年度（保険始期日から起算した1年を単位とする期間）ごとに1回の損害を対象とします。

## 第8条（サービス提供方法）

1. お客様が本約款の定めるところに従ってサービスの請求をされるときは、以下に定める所定の書類を販売店またはMBFにご提出いただくものとします。
  - a. 「ボディプロテクト」サービス依頼書原本（必要事項記載）。
  - b. 損傷したボディの修理費見積書。
  - c. 自動車保険証券コピー。
2. サービスの提供は修理にて実施し、いかなる場合もお客様に対する金銭による交付は行いません。

## 第9条（サービスが利用できない場合）

1. 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する損害に対しては、サービスを実施しません。
  - a. 販売店にて加入した自動車保険が解約・失効・解除となったとき。
  - b. 自動車保険を加入した販売店以外に入庫し、修理を受けたとき。
  - c. MBFまたは販売店が提出を求める資料を提出しなかったとき、または提出する資料に知っている事実を記載しなかった、もしくは不実の記載を行ったとき。
  - d. 対象自動車を第三者へ譲渡したとき。
  - e. 対象自動車日本国外において損害を被ったとき。
  - f. 損害が発生した日より30日を経過した後に販売店に入庫し、サービス実施の請求があったとき。
  - g. 第7条（サービス利用回数）の制限に該当するとき。
2. 直接であるか間接であるかを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、サービスを実施しません。
  - a. お客様またはお客様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反。
  - b. お客様の犯罪行為または闘争行為。
  - c. 対象自動車に存在する欠陥。
  - d. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
  - e. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
  - f. 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）。もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。
  - g. 上記f.に規定した以外の放射線照射または放射線汚染。
  - h. 上記d.からg.までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
  - i. 差押え収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行なわれた場合を除きます。
  - j. 詐欺または横領。
  - k. 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用。
  - l. 法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害。

- m. 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、摩滅、錆び等）によって生じた損傷。

#### **第10条（車両保険等との関係）**

1. 対象損害に対して車両保険・第三者からの賠償・その他サービス等から補償される場合は、サービスを提供しません。
2. 前項の規定にかかわらず、車両保険・第三者からの賠償・その他サービス等からの補償を充当してもお客様の自己負担が発生し、かつサービスのお客様負担額を超える場合、サービスを提供します。

#### **第11条（適用地域）**

本サービスは日本国内において発生したボディに対しての損害にのみ有効です。

#### **第12条（サービス約款の改定）**

MBFはサービス約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、以後のサービス約款の提供内容、提供条件を含めすべて変更後のサービス約款が適用されるものとします。変更後のサービス約款はMBFのホームページに掲載されます。

#### **第13条（サービス提供の中止）**

MBFは、3ヶ月間の予告期間をもってお客様に通知の上、サービスの提供を中止、終了することが出来ます。

#### **第14条（個人情報の使用目的および第三者提供）**

本サービス引き受けの判断および本サービス履行の目的でお客様の個人情報を保険会社および提携先企業へ提供することがあります。

#### **第15条（合意管轄裁判所）**

本サービスに関して、MBFとお客様との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

平成23年2月1日

メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社